

学生を主人公にした大学づくりに向けて part6

公立大学法人都留文科大学を設立するために必要な定款及び関係2条例が9月議会で可決・成立

公立大学法人都留文科大学定款

公立大学法人の名称、業務の範囲及びその執行に関する事項など、公立大学法人の根幹となる基本事項を定めています(詳細は広報つる8月号にも掲載しています)。

都留市公立大学法人評価委員会条例

市は公立大学法人の業務の実績に関して、専門性及び実践的な見識に基づき、客観的かつ中立公正な評価を行うため、評価委員会を設置することを定めています。

公立大学法人都留文科大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

公立大学法人の設立に伴い、関係条例の規定を整備するため、現大学の廃止(平成21年4月)を含む12件の条例を整備しました。

平成21年4月に公立大学法人都留文科大学を設立するため、中期目標、中期計画、就業規則及び財務会計制度など具体的な協議を行い、法人化へ向けて着実に準備を進めます。

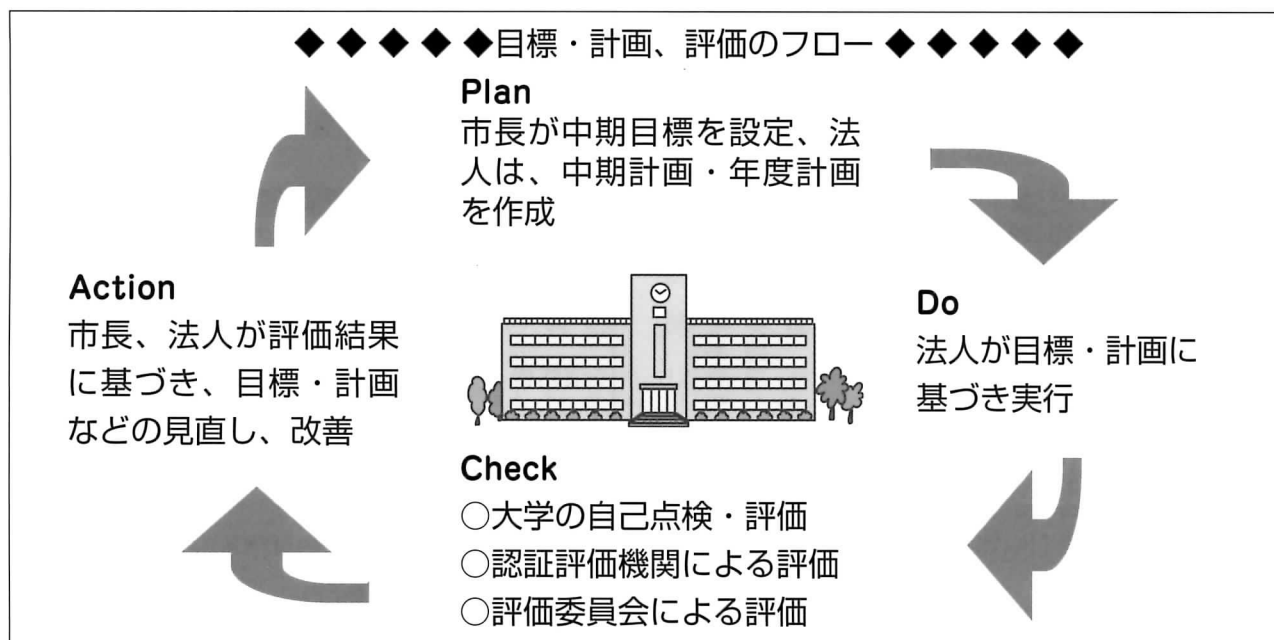


大学法人化Q&A

Q 新しい公立大学法人都留文科大学(以下「法人」という。)は、どのような仕組みで運営されるのですか？

A はじめに市が、6年間に於いて法人が達成すべき業務運営の目標(中期目標)を設定します。次に法人はこの中期目標を達成するための具体的な計画(中期計画)を作成し、その計画の認可を市長に求めます。その後、法人は中期計画に基づき、各事業年度の業務運営に関する計画(年度計画)を定め業務を実行します。各事業年度及び中期目標期間終了時には、評価委員会により業務実績などの評価を受け、それに基づき計画などを改善していく仕組みにより法人は運営していきます。

なお、中期目標、中期計画及び年度計画は、いずれも公表することになっています。



都留文科大学の法人化への取り組みについては、市のホームページで情報を公開していますのでご覧ください。

問合せ先 政策形成課 政策担当